

第1章 市民協働のあり方について

～市民主体のまちづくりを推進するために～

1 指針の策定にあたって

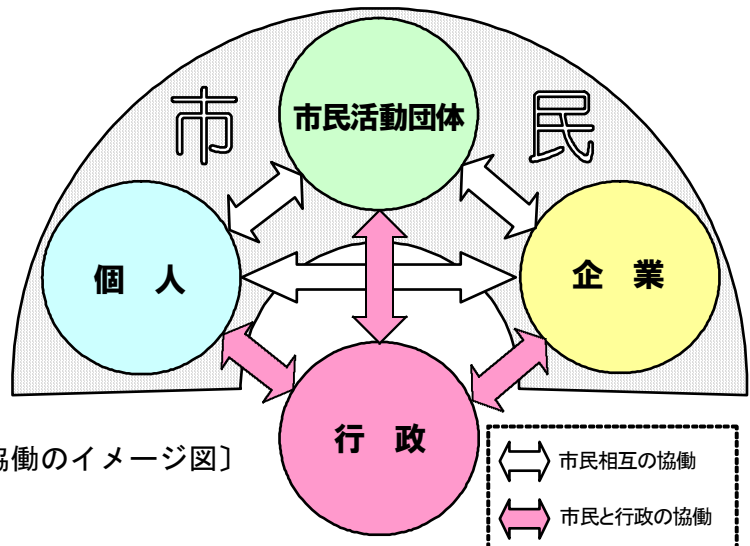
市民協働と聞いて、行政パートナーのことを連想される方が多いかと思います。確かに、行政パートナー制度は、市民協働の一つの形態ですが、行政パートナーに限らず、多くの市民が日常的に様々な市民協働を担っています。例えば、防犯パトロールや排水路清掃、通学路のゴミ拾いなど、地域の課題を市民相互の協力で解決する町内会やPTAの多様な活動も、市民協働の一つの形態と言えます。一方、行政は、こうした自発的な活動に対し、市民だけでは対応できない部分を補完的に支援することが求められています。

この指針は、さまざまな立場の主体が市民協働を円滑に実施するために協働の仕組みや基本的なルールを示し、協働の理解や認識を深めていただくためのものです。

(1) 協働とは・・・

安心・安全で、夢のあるまちづくりを実現するためには行政だけでなく、「市民と市民」又は「市民と行政」がお互いの信頼と理解のもと、それぞれの特性や能力を活かしつつ、協力して取り組むことが大切です。

この指針における「協働」とは、さまざまな主体が対等な立場に立って、相互の役割と責任を果たし、地域の課題を解決していくことであり、それらの活動をとおして、住みよいまちづくりに貢献し、地域コミュニティを形成していくことが市民協働の最も重要な目標であると考えています。



・市民相互の協働

〔協働のイメージ図〕

公共の利益を追求するため市民と市民が相互

に連携し、お互いの特性を活かし、地域性や立場の違いを越えて行動することです。個々の団体で実施するより、お互いの得意分野で力を発揮することで効果的な事業を実践することができます。

例) 市内各地区防犯パトロール、地域DE子どもを見守り隊 など

・市民と行政の協働

市民と行政が、信頼と理解のもと対等な立場で相互の特性を活かし、役割を分担し、責任を果たすことで地域の課題を解決するものです。企画・立案段階では、市民の経験や専門的知識を活かし、より良い企画を立てることが可能になります。また、事業実施段階では、市民活動団体等の特性を活かし、地域ニーズに即したよりきめ細かい公共サービスを提供することが可能となります。

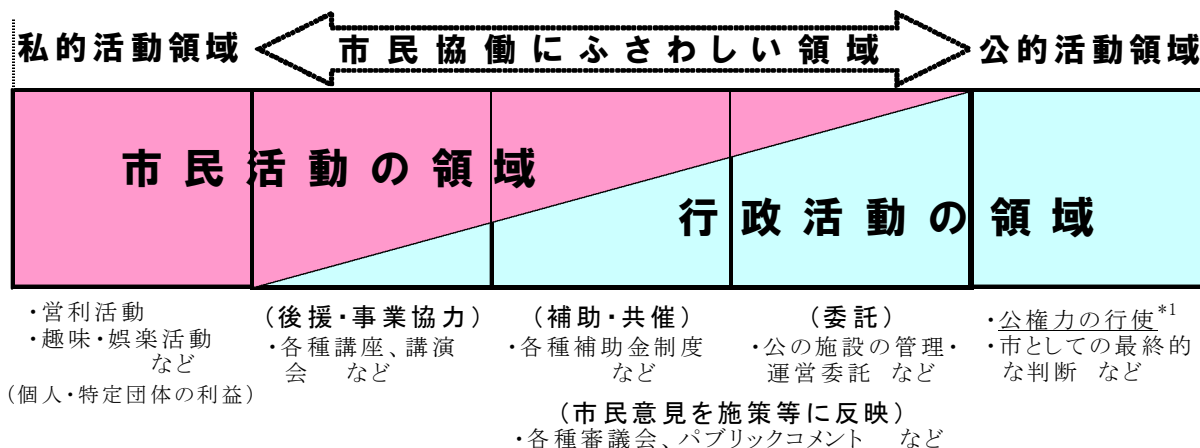
例) 市民体育祭、声の広報、国際交流事業 など

「市民相互の協働」、「市民と行政の協働」どちらも市民協働と言われているが、この指針では、行政が果たすべき役割について明らかにするため、主として「市民と行政との協働」に的を絞って記述しています。

(2) 「市民協働」の領域

私たちの社会生活には、行政が行う活動や市民が主体的に行う活動などさまざまな活動領域があります。また、これらの領域のうち、行政だけが行うのではなく、市民と行政が役割と責任を分担して行うことが望ましいと思われる「公益的」な活動領域が、市民協働にふさわしい領域と考えています。

[市民協働の領域のイメージ]



(3) 今、なぜ協働が必要なのか・・・

市民は自らが住み、暮らす地域に対して関心を持ち、必要な情報を収集し、それをもとに自らが課題に対して主体的に提案・決定し行動する「住民自治」の原点に立ち返ることが望まれています。また行政は、市民だけでは対応でき

* 1 公権力の行使とは、市税の賦課・徴収や各種許認可など行政が一方的に市民の権利や自由を制限したり、義務や負担を課する業務及び市民に対して強制力を持って執行する業務のことを言います。

ない部分を補完することが求められています。

- ・行財政の悪化により、行政のスリム化が急務となっています。また、多様化した市民ニーズを行政だけで解決することが困難となり、市民と行政が協力して質の高い公共サービスを提供することが望まれています。
- ・地方分権一括法の施行に伴い、市民と行政が一体となって自らの判断と責任で「自分たちのまちづくりは自分たちが担う」という意識がこれまで以上に強く求められています。
- ・特定非営利活動促進法の施行により、市民活動の環境が整備されより活動が活性化されています。また、団塊世代が定年退職の時期を迎え、地域社会への回帰により更に市民活動の活性化が加速されることが考えられます。

2 協働に期待される効果

市民や市民活動団体、行政など協働に参加する主体は、活動目的や特性も本来それぞれ異なりますが、お互いの特性を活かし協働を進めることにより、協働に携わるものだけでなく、広く地域社会にさまざまな効果をもたらします。

(1) 市民のメリット

- ・行政だけでは提供することができなかつたきめ細かい公共サービスを受けることが可能となります。
- ・地域社会における活動の機会が拡大することにより（団塊世代などの社会貢献活動の場が広がる）、市民主体のまちづくりが可能となります。
- ・地域を上げて課題に取り組むことで、住民自治の意識が高まります。

(2) 市民活動団体等のメリット

- ・団体の特性を活かし、地域社会で実績を残すことで、活動の目的や理念が認知され信頼度が上がります。さらに、本来の活動の強化拡大が図られ、活動基盤の安定化が図られます。
- ・協働業務を行うことで、行政に対する理解が進み、有効な改善提案をすることができます。

(3) 行政のメリット

- ・公共サービスは行政だけが担うという考えを改め、業務を見直す機会となり、行財政経費を削減することができます（行政職員の意識改革に繋がる）。
- ・施策等の企画段階から市民と協働することで、ニーズの的確な把握と透明性が確保され、共通認識を持って施策を展開することができます。

3 志木市の協働の現状と課題

(1) 協働の現状

- ・志木市内には、町内会及び婦人会、子ども会、PTA、体育協会など、従来から地域社会を支えている団体があり、多様な市民協働が実践されています。
- ・NPO等特定テーマを持った市民活動団体が、それぞれ福祉、環境、人権、教育、文化など、多種多様な活動が行われています。
- ・行政パートナー制度をはじめとした委託や共催、事業協力などさまざまな形態で、市民活動団体等と行政との協働が行われています。
- ・「21しき市民会議」、「市民委員会」、そして市民協働の第3ステージとして平成18年度から「市民協働運営会議」がスタートするなど、市民参画による市政運営が続いています。
- ・総合振興計画の策定を始め、市の重要施策の形成過程における市民参画が根付いています。

■主な協働事例

事業名	団体名	内容
防犯・防火パトロール	町内会、PTA 自警消防隊 など	地域の治安維持又は防火意識啓発のための巡回パトロール
排水路の清掃	町内会 など	生活環境の向上のため排水路の清掃
クリーンボランティア	市民活動団体、 老人クラブ など	市内の道路、公園等の花壇の管理
公園等の清掃	町内会 など	児童公園の草刈り、落ち葉拾い

(2) 協働の課題

- ・町内会や婦人会では会員の高齢化が課題になるとともに、子ども会などを含め加入率が年々減少傾向にあり、市民の地域活動への参加（画）意識がなかなか高揚しにくい。
- ・市民協働の理念・目標などについての基本的な理解がないまま協働事業が行われ、十分な効果が得られていない場合があります。
- ・協働する団体間、又は個人間の意識や能力に違いがあり、一定水準を保ったサービスが提供できないことがあります。
- ・協働の機会が増えているにも関わらず、行政パートナー制度以外では、効果的に協働するための仕組みやルール（事業の選定、協働相手の選定、契約方法、事後評価、業務改善のためのフィードバック方法等）が確立されていません。

- ・市が市民生活への影響が大きい施策等を立案する場合、市民意見聴取の機会が必ずしも制度として十分であるとは言えません。

4 協働の3原則

市民と行政が円滑かつ効果的に協働を推進していくためには、以下に掲げる三つの原則を十分に理解し、常に意識して協働にあたることが大切です。

(1) 自主・自立・対等の原則

- ・協働するパートナー^{*2}同士は、相互の自主性を尊重し自立してそれぞれの力を発揮し合うとともに、対等な横の関係にありながらお互いの足りないところを補い合い、それぞれの独自性、専門性を高める。

(2) 相互理解・目的共有の原則

- ・協働するパートナー同士は、活動の成果を上げるためにお互いの立場や特性を十分に理解し、協働の目的や役割、活動に必要な情報を共有し信頼関係を築く。

(3) 公正・公平・公開の原則

- ・協働するパートナーの活動はもとより、パートナーの選定や活動に対する評価において公正・公平な判断を行い、協働の取り組みが、だれにでも理解を得られるよう積極的に情報を公開し、説明責任を果たす。

*2 パートナーとは、協働を行う相手方のことを指します。